

「25 条は、世界史を彩るさまざまな思想が合流して生まれたものである」

（二宮厚美『憲法 25 条 + 9 条の新福祉国家』かもがわ出版、2005 年）

先人のたたかい

- 1917 年 ロシア革命（世界で最初の社会保障制度）
- 1918 年 ILO（国際労働機関）の創設
- 1919 年 ドイツ・ワイマール憲法
（当時の世界でもっとも民主的な憲法）

「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由は、確保されなければならない」（第 151 条）
生存権思想の出発点に。ただし、基本的人権としての位置づけは弱い。

世界大恐慌（1929 年）

- 米国・ルーズベルト大統領のニューディール政策
- * 国家による雇用の創出、社会権の確立
- * 資本主義国で初めての社会保障法の成立（1935 年）

- イギリス「ベヴァリッジ報告」（1942 年）
- * 社会保障制度の骨格確立、「ゆりかごから墓場まで」

「ニューディーラー」と呼ばれる、進歩的な思想・人権感覚をもった人びとが、日本へ。

日本政府案（松本案）の人権規定は、明治憲法とほとんど変わらない水準だった（問題外）。

GHQ〔連合軍最高司令官総司令部〕の草案（1946 年 4 月 17 日）
「法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上および増進のために立案されなければならない」
（現 25 条 2 項の原型）
この段階では、現 25 条の 2 項のみしか入っていないかった。つまり生存権の規定がなかった。

憲法研究会 高野岩三郎、鈴木安蔵、森戸辰男、など



高野岩三郎



鈴木安蔵

憲法研究会草案（1945 年 12 月発表）
「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」（現 25 条 1 項の原型）

社会党（森戸辰男・鈴木義男）の修正案



森戸辰男

憲法制定議会（1946 年 6 月～10 月）
さまざまな修正論議とかけ引き

誕生！

日本国憲法 第 25 条
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

「戦後憲法の輝かしい 25 条は、高野岩三郎たちがたどってきた歴史と、GHQ 内のニューディーラーたちがその夢を託して日本にやってきた道とが合流するところで生まれた... 25 条は、その意味で、文字通り世界史的産物であった」
（二宮厚美、前掲書）